

# The October Revolution and Grain Prices

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24517/00000201">https://doi.org/10.24517/00000201</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 十月革命と穀物価格

梶川伸一

【要約】十月革命後ソヴェト政府は食糧政策に関して、既に臨時政府下で実施されていた穀物専売と全国公定価格制を受継いだ。しかしながら時には生産原価にも食込む低い公定価格で農民は穀物の供出を望まず、穀物は自由市場に流れ、国家による穀物調達に著しく妨げられた。革命後も不断に続く穀物価格の高騰の下で、地方権力は独自の穀物価格を定め、また未曾有の食糧危機に喘ぐ農民と労働者は、かつぎ屋となつてわずかの食糧を求めて農村をさまよっていた。中央政府の食糧政策への反対は、自然発生的な民衆運動として現出し、食糧危機は政治的危機の様相を帯びるようになった。本稿は、こうした十月革命後の食糧危機の下で労働者階級が主として穀物問題に関して、民衆、特に農民に対してどのように対応したかを叙述するものであり、初期ソヴェト期における労働同盟の一つの限界を示そうとするものである。

史林 六七巻五号 一九八四年九月

## 一 はじめに

帝政ロシアでは第一次大戦の開始と共に、穀物総収穫は減少し、一九一三年の四六億ブードから一六年には三三億ブードにまでなつた。特に商品穀物量は激減し、H・H・コンドラーチェフの計算に拠れば、〇九―一三年平均で一億ブード余が半分以下にまで落込んだ<sup>①</sup>。この間穀物価格は急騰し、一七年秋には欧露一五県のライ麦価格は一四年秋の一八・五倍にもなつた。工業価格も同様に品不足と戦時下の貨幣減価のため高騰し、例えば一七年モスクワの更紗価格は一四年の一六倍であつた。

こうした価格高騰に対し、一六年秋にようやく全帝国の全穀物に調達公定価格が導入され、消費地区には生産地区公定価格に五%の割増金と輸送費を加えた公定価格が定められた。二月革命後まもなく臨時政府は三月二五日に全穀物の公定価格による詳細な引渡し規程を定めた。ソヴェト政府が一八年八月に穀物公定価格を引上げるまで、以下の臨時政府時代の穀物引渡し法規が革命後も有効性を持ち続けたのである。

三月二五日条例では、穀物公定価格は駅または埠頭渡し価格で定められ、駅または埠頭への運搬は所有者にとって義務的なものであつた。隠匿穀物が摘発された場合、穀物は半値で取用され、自発的引渡しを拒否すれば特別指令に拠り<sup>②</sup>、没収された。販売価格は暫定的に買付公定価格に準じて、必要な諸経費を加えて、県食糧委員会によって定められるとされた。同条例を補追し、生産地区での未脱穀穀物の公定価格が県毎に定められた。例えば、ライ麦一ブードはオリョール、リヤザン、トゥーラで二五三カベイク、ペンザ、サラトフ、シムビリスク、タムボフ、ヴォロネシで二四三カベイク、その他であつた<sup>③</sup>。

だがこれら公定価格は市況より著しく低く、穀物調達進展せず、新収穫が始まつた八月二七日の条例で全穀物価格は二倍に引上げられた<sup>④</sup>。これが八月価格であり、十月革命後もこの価格で調達が行なわれた。次いで九月の指令で、生産地区の公定価格に平均鉄道運賃、一ブードにつき一五カベイクの諸経費、調達価格の四%上乗せを加えた消費地区の公定価格が定められた。また食糧省によって定められた期限後の納入は公定価格の三〇%減額で支払うものとした<sup>⑤</sup>。

以上のように定められた穀物公定価格に対し、それらが著しく市況を下回っていただけでなく、大衆消費財に公定価格が導入されていないことで農民は強い不満を漏らした。四月末のニジネゴルト県食糧委員会会議では、県内に穀物はあるが、農民は農民消費財の公定価格が定められるまで穀物の引渡しを拒否していると報告された<sup>⑥</sup>。五月一九日のヴァトカ県食糧委員会代表者大会でも次のことが確認された。農民は現在の公定価格での穀物販売を拒否し、農民消費財への公定価格の導入を要求している、労働者の賃上げ要求は農民を動揺させている、そのためいくつかの郡で農民は都市と労働者のために穀物を供出するのを拒否している、と<sup>⑦</sup>。農民は現行の低い穀物公定価格に不満を抱き、工業価格の更なる高騰に

恐れおののいていたのである。

こうして五月五—一〇日の全ロシア食糧委員会代表者大会は、政府は燃料、鉄、織物、皮革、その他の加工・採掘業の生産物の公定価格を直ちに導入するを義務とする旨の勧告決議を採択したが、この分野では十分な成果を挙げないまま十月革命を迎えたのである。臨時政府時代に確定された主な公定価格は以下であった。三月末には製粉料と麦粉<sup>⑮</sup>、五月には大麦、大麦挽割り<sup>⑯</sup>、八月には煙草とマホルカ<sup>⑰</sup>、九月には搾油用種子<sup>⑱</sup>、一〇月には油、脂とバター<sup>⑲</sup>の各々公定価格が定められた。馬鈴薯に関しては、工業用のみに九月に県毎の公定価格が導入され、食用の調達には市場価格で行なわれた<sup>⑳</sup>。その他九月一日以後菓子製品の卸売公定価格が導入され、九月一四日砂糖専売が宣言された<sup>㉑</sup>。

だが臨時政府が導入した重要農産物とわずかの商品の公定価格も、権力基盤の脆弱性、地方ソヴェト権力の伸張の下で大幅に損なわれた。四月三日クラスノヤルスク労兵代表ソヴェトは独自に食料品と必需品への商業統制を実施し、公定価格を定めた。四月中にカンスク、ミヌシンスク、エニセイスクのソヴェトがこれに続いた<sup>㉒</sup>。またこうした地方分権的傾向は地域間で大きな較差を産み出した。一五年四月にはライ表価格は戦前平均の二—二・五倍であったが地域別には一ブード当りカルガのニルブプリからオムスクの四〇カペイクまで大きな隔りを見せていた<sup>㉓</sup>。要するに穀物市場は混乱していたのであり、国内統一市場は分断されていた。ソヴェト政府はこの遺産を受継ぎつつも、革命政権を地方へと、農村へと拡大させねばならなかった。

ソヴェト政府は穀物専売と公定価格に基づき穀物調達を実施するが、臨時政府時代の穀物法令を墨守しようとしたのはソヴェト政府であり、それに対して農民と労働者は大衆的抵抗を続けた。本稿は、昨年発表した過渡期における「商品交換」制の位置付けと十月革命直後のポリシェヴィキの食糧政策の梗概に触れた研究ノート「ロシア革命直後の食糧政策」<sup>①</sup>『史林』六六巻二号、一九八三年）を穀物問題に関して発展させたものである。ここでは、穀物価格が公定価格と市場価格という二重価格体制の中で民衆に及ぼした影響とそれに対するソヴェト政府の対抗措置を、所謂戦時共産主義政策が遂

行される一八年末までの限定して考察される。

- ① В. М. Устинов. Эволюция внутренней торговли СССР, М., 1925, стр. 11-12. Г. Л. Рубинштейн. Развитие внутренней торговли в СССР, Л., 1964, стр. 50. Л. Крижан. Германский период Великой Русской революции, изд. 2-ое, М.-Л., 1926, стр. 154.
- ② В. М. Устинов. Указ. соч., стр. 20-24.
- ③ «Вестник Временного Правительства», 30 марта 1917г. (以下「ВВП」) Систематический сборник декретов и распоряжений правительства по продовольственному делу. к. 1, Н. Новгород, 1919, стр. 205-207. (以下「Систем. сборник」)
- ④ 五月五日の農業省指令「穀物強制取引について」が出されたが、強制取引の際にも所有者は公定価格の半値を支払われるとされたのはソヴェト政府が没収されたとは大いに異なっている。(「ВВП」9 мая 1917г.)
- ⑤ «ВВП」30 марта 1917г. 以下は挽割りのキロの公定価格は「ВВП」1 апреля 1917г. 以下はカチホリンスタン県のトウモロコシ公定価格以下「ВВП」15 июля 1917г. 以下示された。
- ⑥ «ВВП」18 октября 1917г. 同時の品質基準も厳格に定められた。
- ⑦ 五月五日に設置された食糧省が農業省の食糧業務を継いだ。臨時政府時代の食糧政策の概要については、拙稿「ロシア革命直後の食糧政策」『史林』六六巻二号、一九八三年を参照。
- ⑧ «ВВП」10 сентября 1917г.
- ⑨ «ВВП」30 апреля 1917г.
- ⑩ «ВВП」24 мая 1917г.
- ⑪ А. Юрьев. «Народное хозяйство», № 11-12, 1918, стр. 15.
- ⑫ «ВВП」1 апреля 1917г. ヨウ麦一ブードの製粉料は二ノカニイタケ
- ⑬ 九月には五〇サニイタに引上げられた(「ВВП」8 сентября 1917г.)。
- ⑭ «ВВП」11 мая 1917г.
- ⑮ «ВВП」17 августа 1917г.
- ⑯ «ВВП」26 сентября 1917г. 例えば亜麻実一ブードが八・五ルブ
- ⑰ «ВВП」15 октября 1917г. 例えば亞麻実油一ブード三五・三三
- ⑱ «ВВП」19 октября 1917г.
- ⑲ «ВВП」6 октября 1917г. 例えば主要産地のオリエール県で一ブード一・九ルブ
- ⑳ «ВВП」6 сентября 1917г. 例えばチモレート一ブードがヤトログ
- ㉑ 市・県で一六四・九ルブ(「ВВП」8 сентября 1917г.)。
- ㉒ これに基づきソヴェト政府は部門としては最も早く一八年五月二日に精糖工業国有化令を出した。
- ㉓ И. И. Мини. История Вельского Округа, т. 2, М., 1978, стр. 232.
- ㉔ V. Лер. Власть советов, М., 1922, стр. 368.
- ㉕ Н. Д. Кондратьев. Рынок хлеба и его регулирование во время войны и революции, М., 1922, стр. 71.
- ㉖ 十月革命直後のソヴェト政府の食糧政策についての概要は前掲拙稿参照。
- ㉗ 現在のソヴェト史学では当然の事ながら臨時政府と十月革命後の食糧政策の連続性は無視されている。しかしネオ・ナロードニキの一人 Н. Д. Кондратьев はこの点を正しく指摘している(Н. Д. Кондратьев. Указ. соч., стр. 122)。

## 二 大衆的抵抗運動の展開

十月革命後も穀物価格は不断に上昇し続け、例えばヴラジミール州ヴァシレオストロフ Баширево地区ではライ麦粉一ブードが六〇―七〇ルーブリで公定価格の一〇倍にもなっていた<sup>①</sup>。これは農民生活を圧迫した。まず第一の理由は、農民経営の殆んどは販売用の余剰穀物を持たない消費型経営である貧農と多くの中農であったことである<sup>②</sup>。一九一〇年ハリコフ県スタロベリ Crapoveis 郡の資料では一世帯当り三デシナチーナ以下の経営は農産物からの貨幣所得は一三ルーブリしかなかった<sup>③</sup>。従ってこれら農民は穀物の販売者でなく、寧ろ購買者であった。ノヴゴロト県ケミ Kemis 郡では住民の三分の二は常に穀物を購入せねばならなかった。農民消費用のライ麦価格の上昇は特に農民にとって死活問題であった。クラークは飢餓を利用して価格を吊上げ、一月のトヴェリ県ではライ麦一ブードが四〇ルーブリにもなったが、これは貧農には全く手の届かぬものであった<sup>④</sup>。

第二に、公定価格の導入されていない工業価格は穀物自由価格をさえ上回った。大戦の勃発と共に工業用原料と完成品の輸入が殆んど完全に停止した。戦時経済の下で特に消費財生産が大幅に減少した。大工業による消費財生産は一三年の六八億ルーブリから、一七年には三二億ルーブリと半減した。更にその多くが軍需に向けられた。例えば木綿工業の生産高は戦前比で約四分の三になったが、そのうち八二―八五%が軍需に回され、残りわずか市場に出荷されただけであった。従って、工業価格、特に消費財価格は急騰した<sup>⑤</sup>。自由市場価格で一四年に農民は穀物一ブードの販売で更紗一アルシン(一アルシン一八カペイク)を購入したが、一八年には五アルシンを購入できただけであった<sup>⑥</sup>。

第三に、当時の穀物自由市場での売買は複雑な流通経路を介しており、穀物価格の上昇が直接生産者に反映されなかった。農村には刈入時に専ら買付を行なう小買付人(当時は穀物「仲買人 satira」と呼ばれた)がおり、彼らは小口で調達し、一ブード半カペイクの手数料を稼いでいた。更に大村や都市のバザールと定期市での穀物買付人も大勢いた。彼ら

は自分の売店と納屋を持ち、「店主 *marashne*」と呼ばれた。製粉業者も大きな影響力を持ち、独自の商業圏を形成してその穀物価格を左右する場合もあった<sup>⑦</sup>。こうした仲介人の手を経て穀物価格は肥大したのであり生産者農民がその恩恵に浴することは少なかった。また工業製品はその逆の経路を辿り高騰したのである(上表参照)<sup>⑧</sup>。その上資力の乏しい農民は収穫時に低価格での販売を余儀なくされ、春には新しい収穫まで生きながらえるため高価格で穀物を購入せねばならなかった。勤労農民にとって穀物高価格は重圧でしかなかった。

一方、ソヴェト政府は調達価格として臨時政府の八月価格を引継いだ<sup>⑨</sup>が、これは市況を反映していないだけでなく、生産原価に食込むものであった。当時の経済学者B・II・ミリューチンの引用する計算に拠れば、ライ麦一ブードの生産原価は六・三一―二・三ルーブリであった<sup>⑩</sup>。(八月価格は最高でオロネツ県の六・一ルーブリ)。

こうして十月革命後も農民は食糧不足と高価格に喘いでいた。トヴェリ県では麩を食べ、亜麻実を砕きパンを焼いているという飢餓であった。ここではクラークはライ麦一ブードを四〇ルーブリで販売していたが、貧農にとってこの価格で

家族を養うことは不可能であった<sup>⑪</sup>。そのため上述のヴラジミール州ヴァシレオストロフ地区では多くの者が文字通り餓死していた<sup>⑫</sup>。こうした食糧危機の下で穀物二重価格体制に苦しめられていた農民は様々な形で対抗したのであった。

まず国家公定価格について見れば、地方権力は独自に現地の公定価格を定めた。一八年二月コストロマ県シロコフスカヤ Широкое 郷では、郡に赤軍が駐屯していた時には公定価格が維持されていたが、赤軍が出発するや現行の市場価格、一ブード四五ルーブリでの穀物自由販売が認可された<sup>⑬</sup>。トヴェリ県ノヴォトルジュク Новоторск 郡執行委員会は一ブード

穀物1ブード価格 単位: ルーブリ

	1914年	1918年	4年間の増加率
農民	2.00	30	15倍
仲買人	2.05	50	25"
製粉業者	2.40	80	33"
卸売人	2.60	110	42"
小売人	3.00	150	50"

更紗1アルシン価格 単位: ルーブリ

	1914年	1918年	4年間の増加率
工場	0.07	0.70	10倍
卸売会社	0.10	2.10	21"
小売会社	0.14	4.50	32"
農村店	0.18	6.00	34"

四五ルーブリで調達していた。<sup>⑤</sup> ヴィテブスク県ネヴェリ *Невели* 郡の某郷のソヴェト議長も食糧コミサルもクラークであった。議長の納屋は穀物で一杯であったが、コミサルはそれを六〇プードとしか登録しなかった。現地の公定価格は五〇ルーブリと定められていたが、議長自身は二二五ルーブリで販売していた。<sup>⑥</sup>

低い国家公定価格は農民の供出による穀物調達を著しく減少させ、一八年五月で穀物調達は計画の四分の一以下であった。<sup>⑦</sup> そのため穀物の国家供給は著しく縮小し、従って住民は穀物専売と低い国家公定価格のために投機的高価格で穀物の購入を余儀されるといふ、全くパラドキシカルな現象が産み出されていた。こうして穀物価格への不満は穀物専売の反対へ、自由商業を求める声となった。タムボフ県モルシャンスク *Моршанск* 郡では穀物価格は既に一プード二五〇ルーブリにもなっており、左翼エスネルのみならずポリシェヴィキも穀物専売を廃止し、穀物自由商業を定めた。<sup>⑧</sup> オロネツ県、ベトロザヴォドスク *Петрозаводск* とリヤザンでは暫時専売制が廃止された。<sup>⑨</sup>

都市労働者も同様に穀物高価格に苦しんでいた。一日一人四分の一フントと見積っても、家族で一ヶ月麦粉三〇フント (パン四五フント) に一五〇—一七〇ルーブリかかった。<sup>⑩</sup> 馬鈴薯さえ高過ぎて食卓から姿を消してしまった。<sup>⑪</sup> トヴェリ県 *Вичишневское* *Вичишневское* 郡では工場労働者は工場での作業をやめ、パンの一片を求めて農村を歩き回る乞食になっていた。ここでは四月以後穀物配給は全く停止され、月三五〇ルーブリを稼ぐ労働者は、クラークに麦粉一プード三〇〇ルーブリもふっかけられ、枕、衣服、サモヴァールといった最後の家財道具をも売払って、最少限の食糧にありついていた。<sup>⑫</sup> 充分な国家供給を受けていない労働者は、かつぎ屋となるか労働者組織による独立調達 (後述) を行なうしか生きる道はなかった。そこでヴァトカ県の労働者代表ソヴェトは独自の郡公定価格を定めた。<sup>⑬</sup> キルジイチスキー *Киржичский* 地区労働者代表ソヴェトと経済会議は「穀物専売のお陰で穀物の住民への供給が最低にまでなった……: ことに鑑み、人民委員会議に穀物の自由買付、搬送、販売の認可を要請する」決議を採択した。<sup>⑭</sup> リヤザン市で開かれた第二回赤軍兵士・労働者全体集会でも大衆は穀物専売の廃止を断固要求した。<sup>⑮</sup>

このような動きは郷や郡の規模に留まらなかった。五月二六日トヴェリ県食糧大会は圧倒的多数で穀物自由商業の決議を採択した。<sup>⑯</sup> ヴァトカでは県ソヴェト大会が全県に公定価格の廃止を指示した。<sup>⑰</sup> この外、六月までにツァリツィン、アストラハンでソヴェトによって穀物専売と公定価格が廃止された。<sup>⑱</sup> そしてポリシェヴィキの食糧政策に最も頑強な抵抗を見せたのは「左翼エステルの揺籃の地であり、拠点」と見做されていたカザン県であった。<sup>⑲</sup> 県食糧部参与会は、穀物納入を強化するためには穀物価格を時々刻々と引上げることが必要であるとして一プード四・七ルーブリの穀物価格を五月末には一二ルーブリにまで引上げた。<sup>⑳</sup> 七月の第五回全ロシア・ソヴェト大会で食糧人民委員 *A. П. Тчульев* は、県穀物価格を新たに二〇ルーブリにまで引上げようとしているとのカザン県同志の証言を引用した。<sup>㉑</sup> 六月末には監査のため食糧人民委員部の遠征隊が派遣されたが、遠征隊は現地の食糧業務に無知であったため、その後三週間は旧態依然の状況が続いた。この間穀物の搬入は殆んど停止し、ライ麦粉一プードの市場価格は一一〇ルーブリにまで高騰した。その後豊作の見込みができたため、五〇ルーブリにまで低下した。<sup>㉒</sup> 七月六日の左翼エスネルのモスクワ蜂起に関連し県執行委員会は分裂し、ポリシェヴィキに近い新執行委員会が設置された。七月一七日付でレーニンが県執行委員長に、県食糧参事会を直ちに業務から排除し、穀物価格引上げを破棄して直ちに国家公定価格を復活するよう指令した。<sup>㉓</sup> 同日、県執行委員会は県食糧コミサルを解任し、新たにコミサルを任命した。一方、左翼エスネルの拠点であった県農民部と左翼エスネル党県委員会の名で、「最近モスクワからポリシェヴィキがやって来て赤軍兵士と共に食糧参事会に加入し、われわれによって選出された農民を力づくでそこから追っばらい、公定価格で穀物余剰を奪い取」ろうとしているとの訴えが出された。その後まもなく、白衛軍の進撃と共にクラーク反乱が頻発し、八月六日カザンは白衛軍に占領された。トロツキーの指揮する赤軍によって九月一〇日に解放されたが、この間カザンでの食糧業務は全く崩壊していた。<sup>㉔</sup>

ではこうした穀物専売と公定価格への反対運動は、ポリシェヴィキが印象付けようとしたように左翼エスネルの指導下でなされたのだろうか。中央の左翼エスネル指導部は中央集権主義に反対し、食糧独裁を弾劾したことは良く知られてい

る。M・A・スピリドノヴァは、食糧独裁はクラークを打砕くのではなく、勤労農民を大きく打砕いている農村に差迫った危険であると述べた。<sup>③④</sup> 第五回ソヴェト大会でB・M・カムコフが読上げた左翼エスエルの決議の中では、中央集権主義、食糧徴発部隊の採用、勤労農民からの脱落分子が参加する貧農委員会が農民代表ソヴェトへの攻勢 *поход* を創り出している」と指摘された。<sup>⑤</sup> しかしながら、穀物専売に関して左翼エスエル指導部は原則的に賛成の立場を採っていた。例えばB・A・カレーリンは六月一日の全ロシア中央執行委員会で「あたかも左翼エスエルは穀物専売に反対しているように指摘された。われわれは最も断固として専売を擁護している。われわれは専売は勤労大衆のあらゆる層……農村では勤労農民を守らねばならないと考えているだけである」と述べている。<sup>⑥</sup> 即ち、都市への依怙 *протекционизм* が是正され、都市工業製品にも公定価格が導入され、商品交換のような経済的刺戟が創り出される制度の下で実施されることを条件に、穀物専売に賛成していたのである。<sup>⑦</sup>

地方での左翼エスエルの影響力を見よう。プレスト問題で反ポリシェヴィキの旗幟を鮮明にした左翼エスエルは六月二八―七月一日にモスクワで開催された第三回党大会でモスクワ蜂起を決定した。七月六日のモスクワ蜂起に続いて、ヴィテブスク、ヴラジミル、ヴァトカ、シムビリスクで、カルーガ、ペトログラート、プスコフ県のいくつかの都市でも左翼エスエルは武装蜂起した。<sup>⑧</sup> これら諸県のうち全県の規模で公定価格を廃止したのはヴァトカ県のみである。また第四回ソヴェト大会選挙で左翼エスエルが勝利した県は、カザン、タムボフ、ヴォログダ、ペンザであり、第五回ソヴェト大会選挙ではカザン、ペンザであった。<sup>⑨</sup> このうちカザンのみが公定価格廃止県に該当する。このように見れば公定価格廃止に直接地方の左翼エスエルが影響を及ぼしたとは言い難い。ヴァトカ、ウファ、カザン、アストラハン、サラトフといったこれら公定価格廃止県がヴォルガ、カマ流域に位置することを勘案すれば、水運を利用して穀物の買付と搬出が容易であった地域、換言すればかつぎ屋の活動地域という条件<sup>⑩</sup>こそが国家穀物公定価格を廃止させた大きな要因であった。即ち、左翼エスエルがこれら運動を導いたのではなく、それはポリシェヴィキの食糧政策に反対する農民と労働者を巻込んだ自然

発生的大衆運動であり、一アナキストの言葉を借りるならば「極右と極左が穀物専売に関して実践的結論で一致したというパラドキシカルな現象<sup>⑪</sup>」であった。そして大衆運動に依拠するならば、七月に共産党タムボフ県委員会から伝えられるように、郡ソヴェト大会で左翼エスエルのみならずポリシェヴィキも中央執行委員会布告を考慮することなく、穀物専売を廃止し、自由商業を定めた場合もあった。<sup>⑫</sup> 左翼エスエルはこの状況を利用して勢力を拡大し、四月には六万人余であった党員は六月には約八万人にまで増加した。<sup>⑬</sup> この時期ポリシェヴィキの食糧政策への農民の不満は郡ソヴェト選挙の結果に如実に反映された。三月に行なわれた約一〇〇の郡ソヴェト選挙と四―八月の改選との代議員数を比較すれば、ポリシェヴィキは六六・〇から四四・八%に大きく低下したのに対し、左翼エスエルは一八・九から二三・一%へと増加した。特にカザンを含むヴォルガ中流域諸県では前者が七七・〇から四三・六%に激減し、左翼エスエルは二二・五から二八・六%へと増加した。更にここで注意すべきことは、この間無党派が急増したことである。<sup>⑭</sup> 例えば、ヴォルガ中流域諸県では四・四から二五・八%に上昇した。これもまたこれら大衆運動の無党派性を物語る証左である。こうして食糧危機は政治的危機の様相を帯びて来るのである。<sup>⑮</sup>

① Переписка секретариата ЦК РСДРП(б) с местными Партиями организациями, т. II, стр. 272 (以下 Переписка) 公定価格と水・ニートンと「ВВЛ」 18 октября 1917г. «ВВЛ», 8 сентября 1917г. 4頁算出。

② О・ヨリンの評價では中・貧農は商品穀物生産の二〇%と、Г・Л・ニコニンとキヤインは二八%と記載している(О・Ларин. Советская Деревня, М., 1925, стр. 214. Г・Л. Рубинштейн. Указ, соч., стр. 88.)。

③ Ю. Ларин. Указ, соч., стр. 214, 169-170.

④ Переписка, т. II, стр. 373.

⑤ О・Н・ニコновとマツキの計算では小麦の商品化率四五%と推定して表す(О・Н. Крушман. Указ, соч., стр. 160.)

⑥ Переписка, т. II, стр. 315.

⑦ Г・Л. Рубинштейн. Указ, соч., стр. 50.

⑧ М. И. Давыдов. Борьба за хлеб, М., 1971, стр. 57.

⑨ Н. П. Козеренко. Хлебная торговля, Киев, 1925, стр. 14-15.

⑩ М. И. Давыдов. Указ, соч., стр. 57.

⑪ В. П. Милотин. «Народное хозяйство», № 8-9, 1918, стр. 2.

⑫ このようになった原因は食用と転化したことと一八年の搾油用種子調製の不備の原因の二つであった。「Известия народного комиссариата по продовольствию», № 18-19, 1918, стр. 52. (以下 «Известия НКПД»)

⑬ Переписка, т. II, стр. 315.

- ①④ Там же, стр. 272.
- ①⑤ Переписка, т. III, стр. 133.
- ①⑥ Переписка, т. IV, стр. 90.
- ①⑦ «Известия НКПД», № 9, 1918, стр. 28.
- ①⑧ «Известия ВЦИК», 10 мая 1918г.
- ①⑨ Переписка, т. III, стр. 350.
- ①⑩ «Известия НКПД», № 12-13, 1918, стр. 24.
- ①⑪ 因さび 赤産會黨工業業者の資金は七百〇—二千〇ルーブルの四分の一に減少した。《Известия НКПД», № 8, стр. 40》。
- ①⑫ «Известия НКПД», № 12-13, 1918, стр. 22.
- ①⑬ Переписка, т. IV, стр. 197-199.
- ①⑭ «Известия НКПД», № 6-7, 1918, стр. 19.
- ①⑮ «Известия НКПД», № 2-3, 1918, стр. 20.
- ①⑯ «Известия НКПД», № 8, 1918, стр. 18-19.
- ①⑰ «Известия НКПД», № 6-7, 1918, стр. 19.
- ①⑱ «Известия НКПД», № 10-11, 1918, стр. 25.
- ①⑲ И. В. Сталин, Сочинения, т. 4, стр. 116.
- ①⑳ じまじまに食糧人民委員部参事会員ト・トリナーハ、Маголин、Смирнов、Сидоров (《Известия НКПД», № 18-19, 1918, стр. 11-13)。
- ㉑ «Известия НКПД», № 6-7, 1918, стр. 19.
- ㉒ Пятый Всероссийский съезд рабочих, солдатских и крестьянских депутатов, М., 1918, стр. 138. (См. V съезд советов)
- ㉓ «Известия НКПД», № 12-13, 1918, стр. 23-24.
- ㉔ Ленинский сборник, XVIII, стр. 177. じの指令に拠り食糧業務再編の全權をトリナーハに派遣せられた。
- ㉕ Ю. К. Стрижков, Проломительные отряды в годы гражданской войны и иностранной интервенции, М., 1973, стр. 83, 91.

①⑩ 七月の左翼エヌエルの蜂起後非合法化された「隠れ左翼エヌエル」が無党派に含まれていることも考えられるが、当時の地方の状況を考慮すればあったとしても、その割合は小さくと推定される。

①⑪ Д. М. Смирн. Касасы и партии в гражданской войне в России.

### 三 中央での政策論争

地方で穀物専売と公定価格に反対する大衆運動が進行する中で、中央でもこれらに関して論争が展開された。

ポリシエヴィキの食糧政策に反対する左翼エヌエルと並ぶ牙城はペトログラート、アルハンゲリスタク等八県を統轄し、元メンシエヴィキのB・Г・グロマンを議長とする北部州食糧参事会であった。しかし、グロマンは穀物専売の廃止に絶対反対を表明し、五月半ばの北部州食糧大会は商品交換の組織化と並んで公定価格に賛成の立場を採っていた。①北部州食糧参事会は五月一〇日のモスクワ食糧委員会との合同会議で、穀物の武力的徴収に反対し、商品交換、必需品への公定価格の導入を要求する決議を採択した。②穀物公定価格については部分的修正を要求し、それはレーニンに拠れば、現在の価格を引上げ、穀物の期限内納入に対し特別報償を支払うというものであった。③六月半は同食糧参事会は報償として一ヶ月以内に自発的に穀物を供出した者に公定価格の二倍を支払うよう指示した。④グロマンは穀物自由販売を主張している、というレーニンの非難⑤にも拘らず、北部州食糧参事会は穀物専売を支持し、公定価格の適正化を要求していたのである。

また五月のモスクワ州食糧大会でも、穀物専売は問題ないとしても公定価格については白熱した議論が交された。同食糧委員会議長T・A・ルーノフ Рынов は、実際に多くの地方で公定価格は遵守されていないとして、地方組織に地方的条件に依りて公定価格を変更するよう要求した。しかしながら、州食糧大会としては穀物専売と国家公定価格を支持し、大会は「穀物専売と一九一七年八月に定められた公定価格を不動のものとして認め」、併せて「穀物公定価格に準じてその他の大衆必需品にも公定価格を直ちに導入することが必要である」との決議を採択した。⑥こうして中央では穀物専売と国家公

①⑫ См.: В. И. Ленин. Полное собрание сочинений, т. 37, стр. 86, 96. т. 50, стр. 447. (См. ПСС)

①⑬ 例えは食糧人民委員部参事会員 A・И・モスク、Черномский Свидерский は「否かすも経済的理由はななく、非常に度々純政治的理由に依りて」公定価格が侵犯せられた。①五月二十日の全ロシア中央執行委員会が採択した (I-IV сессия ВЦИК VIII созыва; стенографический отчет, М., 1922, стр. 322. (См. ВЦИК))。

①⑭ V съезд советов, стр. 58.

①⑮ Там же, стр. 98-99.

①⑯ ВЦИК, стр. 411.

①⑰ じまじまに國家が供給する消費財と交換に農民が自発的に供出する穀物を調整する制度。前掲拙稿参照。

①⑱ К. В. Гусев. Партия эсеров: от мелко-буржуазного революционизма к контрреволюции, М., 1975, стр. 258-259.

①⑲ Там же, стр. 268-269.

①⑳ Т. Д. Йонкина. Всероссийские съезды советов в первые годы пролетарской диктатуры, М., 1974, стр. 120, 144. V съезд советов, стр. 250.

①㉑ 例えはモスクワ県と穀物価格が高かったため、隣接するニヤタカ県の穀物モスクワ県に搬出せられた。《Известия НКПД», № 10-11, 1918, стр. 26》。そのたはニヤタカ県がモスクワ県と比べて公定価格を引上げた (V съезд советов, стр. 138)。

①㉒ «Известия НКПД», № 4-5, 1918, стр. 14.

①㉓ Переписка, т. III, стр. 350.

①㉔ К. В. Гусев. Указ. соч., стр. 243. Т. Д. Йонкина. Указ. соч., стр. 143.

①⑩ M., 1968, стр. 173-175.

①⑪ じのような状況の下で、地方に農村権力に対抗するため、貧農委員会と労働者部隊が導入されるのであるが、ここでは触れない。

定価格は原則として支持されていたが、八月価格についてはいくつかの反対が表明された。

実際、臨時政府の下で定められた穀物公定価格の規程はいくつかの欠陥があった。第一は、それらは当時の市況と著しく懸け離れたものになっていったことである。ポリシェヴィキは、穀物価格の引上げは投機人やクラークを利するだけであるとして、前年収穫時の低い公定価格を堅持する立場を固守した。食糧人民委員ツルーパーは既に五月九日の中央執行委員会で、富裕農民が引渡しの際穀物と交換に著しい高価格を受取るような公定価格の変更はシーズン末まで認められないことを言明していた。これは勿論先の値上げを見込んでいる売り惜しみへの牽制でもある。更にツルーパーは第五回ソヴェト大会で、穀物一ブードを二ルーブリに引上げたカザン県の例を引き、公定価格引上げによって穀物調達が増加しなかったことを証明しようとし、公定価格の「変動は食糧の縮小に帰着するであろう」とまで述べた。この報告に基づき同大会は、七月九日に「穀物専売の不動と公定価格の維持は労働ソヴェト権力の社会主義的食糧政策の唯一可能な基盤である」との決議を採択した。ツルーパーの主張にも拘らず、現地カザン県食糧委員会からは、「公定価格での穀物調達は不可能なことは明らかである。県ソヴェト大会は新価格を定め、それを公表した。……公定価格への逆行は集荷を停止させ、播種面積を縮小させるであろう」と報告されている。余りにも低い公定価格が農民の穀物供出意欲を削いでいることは明らかである。七月二五日付官報の「穀物専売の合目的性と必要性に反対することはできないが、公定価格は空文であることに合意せねばならない。もし穀物が公定価格で、無価値な紙幣で算定されるなら、換言すれば価値を無価値に對置するなら、穀物は以前と同じく消え失せるであろう。……穀物価値を等価値に對置することが必要である」との指摘は正鵠を射ている。そして同論文は食糧人民委員部機関誌にも転載された。

第二は、公定価格が都市工業製品に適用されていないことである。ペトログラートでは一八年四月に食糧会議が全必需品の専売化を決定し、自由商業解体の措置が採られた。しかし、五月にはペトログラートで確固としてはびこっている自由商業は既に「順調な成果」を挙げ始め、価格は不断に上昇し、比較的暮しに困らぬ市民でさえ大衆消費財は手の届かぬものになってしまった。五月のペトログラート食糧大会は、現状の唯一の打開策として食糧業務の中央集権化と商品交換と並んで、全必需品の専売化と公定価格の導入が必要であると決議した。五月に最高国民経済会議下に公定価格委員会が設置されたが、まだ活動を開始していなかった。モスクワ州食糧大会も、穀物価格に準じて必需品への公定価格導入を要求した。カレリーンは中央執行委員会が公正価格が穀物のみには導入されず、都市工業が専売化されていないという農村にとっての不公平を指摘した。これに対しツルーパーは「都市工業生産物の公定価格は最後の最後であり、われわれは軽々しく早急にこれら公定価格を実施することはできない」とし、ロシア工業の現状から農民を完全に満足させるのは許し難い誤りであるとして、農民に不公平を強いたのであった。

第三は、穀物公定価格は駅または埠頭渡しで定められており、従ってそこまでの運搬と保管は農民の義務とされていたことである。低い公定価格の下でこれは農民にとって重い負担となった。そこで六月にヴァトカから伝えられているように、一五〇ヴェルスタ離れた駅や埠頭への搬出は公定価格を遙かに上回るものとなり、農民は未脱穀のまま穀物を推積しているといった現象が見られた。こうしてヴァトカ、ヴォロネシ、北部諸県から納屋渡し価格の要求が挙げられた。五月九日の人民委員会議でモスクワ州組織を代表して食糧独裁に反対したA・II・リュコフは、公定価格を納屋渡しとし、穀物輸送に臨時報償を定めるよう提案した。いくつかの地方でこれが実行に移された。ポリシェヴィキの支配的なモスクワ州と市、北部州食糧参事会は輸送費の支払いを満場一致で採択した。ヴァトカ県でも運賃が導入された。ウファ県食糧委員会は六月までに県内の調達価格を公定価格の倍以上に引上げると共に、鉄道と水路での運賃を独自に定めた(例えば平底船で一ブードにつき八〇カペイク)。食糧人民委員部も六月五日付回状で、臨時政府条例を修正し一〇〇ヴェルスタを超える駅または埠頭への輸送には、例えば中央諸県で一ブード一ヴェルスタ当り五カペイクの支払いを認めた。そしてこれにはメンシェヴィクのダーンの表現に拠れば、近距離の納入の際にも輸送費の支払いを認める抜け道 *backing* が残されていたのである。しかし、ツルーパーはこれら現実を無視し、中央執行委員会でも第五回ソヴェト大会でも輸送費の上乗せ



や、納屋渡し、集荷所渡しといった一切の公定価格の引上げはありえないと主張し続けるのである。<sup>④</sup>

ともかくポリシエヴィキにとって公定価格の堅持は至上命令であった。五月はじめレーニンとツェループの署名を付し、ヴァトカ県ソヴェトが定めた穀物価格引上げを破棄し、高価格での購入者は指弾される旨の電報が発せられた。<sup>⑤</sup>五月二七日モスクワ州食糧委員会は、カザン、エレブガ、Beregta〔ヴァトカ県〕、チェリヤビンスク、オムスク、ウファ、スタヴロポリ、エカチェリノダルの同全権委員に、同代理機関が公定価格より高く穀物を買付けるのを禁止するよう、違反の場合には全権委員を召還し法的責任を問うとの指令を出した。<sup>⑥</sup>しかしながら、穀物調達計画の二六%を占める北カフカースがドイツ軍の侵攻により危機に脅やかされ、ロシア中央諸県での調達を当てにせざるをえなくなった五月末に公定価格変更の兆しが見られるようになった。即ち、五月二九日付の長文の「住民への訴へ」の中で、穀物専売と公定価格の原則は保持されていたが、「穀物専売と公定価格の堅持を掲げるだけでは不十分である」との正しい認識から、穀物公定価格が大衆消費財と掛け離れていること、全大衆消費財の公定価格が出来るだけ早く定められるであろうことが指摘されたのである。だが、この最初の兆候が実現されるには一八年秋まで待たねばならない。

- ① 《Известия НКП》， № 2-3, 1918, стр. 19. 因みに、メンシネヴァキ  
も原則的に穀物専売に反対していたが、組織的崩壊という現状の下  
では現実的に不可能であると見做した(ВЦИК, стр. 254)。  
② 《Известия ВЦИК》， 15 мая 1918г.  
③ Ю. К. Стрижков. Указ, соч., стр. 59.  
④ В. И. Ленин. ПСС., т. 36, стр. 403-404.  
⑤ 《Известия НКП》， № 2-3, 1918, стр. 19.  
⑥ В. И. Ленин. ПСС., т. 36, стр. 406.  
⑦ 《Известия НКП》， № 2-3, 1918, стр. 19.  
⑧ この有名な主張は、例えは六月の中央執行委員会合同会議のレー  
ニンの発言(В. И. Ленин. ПСС., т. 36, стр. 401)、「第五回メンシネ  
⑨ 《Известия НКП》， № 6-7, 1918, стр. 20.  
⑩ 《Известия ВЦИК》， 17 мая 1918г.  
⑪ 《Известия НКП》， № 8, 1918, стр. 17.  
⑫ Декреты советской власти, т. II, стр. 539.  
⑬ Н. Д. 《Известия ВЦИК》， 25 июля 1918г.  
⑭ 《Известия НКП》， № 16-17, 1918, стр. 26.  
⑮ 《Известия НКП》， № 4-5, 1918, стр. 27. 《Известия ВЦИК》， 23  
мая 1918г.  
⑯ 《Известия НКП》， № 6-7, 1918, стр. 20.  
⑰ 《Известия ВЦИК》， 17 мая 1918г.  
⑱ 《Известия НКП》， № 8, 1918, стр. 17.  
⑲ Систем. сборник, к. I, стр. 219.  
⑳ ВЦИК, стр. 404.  
㉑ ВЦИК, стр. 404. V съезд советов, стр. 137.  
㉒ Декреты советской власти, т. II, стр. 587-588.  
㉓ 《Известия НКП》， № 6-7, 1918, стр. 19.  
㉔ ВЦИК, стр. 244, 295.  
㉕ Декреты советской власти, т. II, стр. 348-353.  
註記(ВЦИК, стр. 383, 384)。

#### 四 かつぎ屋と独立調達

穀物専売と公定価格を下から大きく切崩したのはかつぎ屋の存在であった。勿論かつぎ屋はソヴェト権力下で生じたものではなく、臨時政府時代にも活発で、一七年五一—二月間にもキエフ・ヴォロネシ鉄道だけがかつぎ屋によって三四六万ブードの麦粉が運ばれた。<sup>①</sup>こうした活動が十月革命後は一層の緊張状態の中で進行したのである。

一七年末ベルミ県エカチェリンブルク郡からは、中央諸県からかつぎ屋が現われたが、赤衛軍の精力的活動により地区から放逐され、穀物は没収されたと伝えられた。<sup>②</sup>一八年四月一日トゥーラ県ボゴロディツク、Бородинск郡の駅ではかつぎ屋に支持された農村ブルジョアジーと赤軍兵士との間で本物の交戦 *форменные сражения* が行なわれた。<sup>③</sup>五月にはヴァトカ県からは、駅に武装したかつぎ屋が襲来し、貨物の守備のため派遣された水兵部隊のうち二名が殺害され一名が捕虜となった、現地には兵力がなくなりヤザン・ソヴェトに援助を要請したと、またカザンからは、かつぎ屋が大挙押寄せ守備隊を武装解除したと伝えられた。<sup>④</sup>クルスクやブリャンスクからは毎日五〇〇〇ブード以上の穀物がかつぎ屋によって搬出され、カマ河やベリベリ河にはライフル銃や機関銃で武装したかつぎ屋によってかき集められた穀物を満載した船が航行

していた。こうしたかつぎ屋はクルスク県には二万、タムボフ県には五万人を数えるとツェルーパーは中央執行委員会で報告した。かつぎ屋の活動は公定価格による穀物の国家調達の大きな障碍となった。クルスクではかつぎ屋が止めようもなく調達地区に赴き、公定価格の原則を犯し、食糧調達機関は充分な活動を展開できなかった。サラトフ県では二年続きの凶作と、かつぎ屋が活発なために調達は全く不可能になった。これは同時に公定価格を揺がせた。カザンでは大挙押寄せたかつぎ屋のためライ麦一ブード価格は一八ルーブリから一〇〇ルーブリにまで高まりつつあった。ポルタヴァからは、日々かつぎ屋の群が増大し、穀物が高価格で投機されると報じられた。このようにかつぎ屋は一面では投機的性格も帯びていた。一八年春モスクワの駅で一〇〇〇人のかつぎ屋が逮捕されたが、そのうち自家消費用に麦粉を運んでいたのは一三〇人だけで残りは多少とも投機を目的とした運搬であった。そのため三月のモスクワのライ麦粉の自由価格は一ブード一〇、小麦粉は一七〇ルーブリと公定価格の二〇倍にまで高騰し、六月には公定価格四・七ルーブリのライ麦がかつぎ屋によって一五〇―二五〇ルーブリで販売されていた。当然にもかつぎ屋の介在によって価格は生産地と消費地で大きな乖離を見せた。五月に生産県のタムボフの村では穀物自由価格はライ麦一ブードが一八―三〇ルーブリであったが、タムボフ市で四五―五〇、モスクワでは一六〇―一八〇、ペトログラートでは四〇〇―五〇〇ルーブリにもなった。そして七月にはタムボフ市でも穀物投機は未曾有の規模にまで達し、穀物一ブードが一七五ルーブリで販売されるようになった。そして市の公園、食堂、レストランでは非常な高価格で公然と白パンやピログが販売されていた。しかしながら、官報で報じられたように、「現在プロレタリア国家の最も恐ろしい敵である」かつぎ屋が農村で公定価格の一〇―一二倍と定めているのは果して「投機価格」であったのか。既に見たように農村での市場価格は十月革命直後で公定価格の一〇倍を遙かに越えていた。従ってこの「投機価格」とは農民から穀物を買付けるのに適正な評価額であった。では、消費地区での「投機」販売価格はどうかであったか。食糧人民委員部は一八年六月中旬に四―六月間のライ麦市場価格のアンケート調査を県・郡・郡市に渡って行った。その結果ライ麦一ブードの「平均大衆価格」は一二ルーブリにもなっていた(地区

平均の最高は二五〇ルーブリ)。これを考慮に入れるならば管見したかつぎ屋の販売価格は市場価格とそれ程隔ったものではない。即ち、かつぎ屋による穀物売買は投機的性格を帯びていたというより、当時の一般的現象であり、大衆的性格を帯びていたと言える。これは食糧配給券による国家供給が少なかったための必然的帰結であった。

一七年一月の食糧基準として一日パン半フント、挽割り一フントと月砂糖二、獣脂四分の一、肉一、茶四分の一各フントが定められた。この基準で約二〇〇〇カロリーが保障される。当時平均労働者は三〇〇〇カロリー以上(一九一〇年タムボフ農民は約三三〇〇カロリーを摂取)が必要とされたので、この基準の国家供給でほぼ三分の二のカロリーが保障された計算となる。だがこの基準も遵守されず一八年一月一八日にパン配給を一月二二日以降一日半フントに増加する指令が改めて出された。その後三月の穀物積荷計画は二二%が遂行されただけで、四月に入ると食糧事情は破滅的なものとなった。ペトログラートでは四月二九日以降配給は八分の一フントにまで縮小された。七月二七日モスクワで開かれた第一回労働者・コムニスト集会では食糧問題に関心が集中した。というのは、モスクワでは最後の配給券が交付され、近い将来パンを受取る希望が全くなかったからである。パン、挽割り、砂糖の乏しい割当を求めて行列につくのは悲しくも必要なことであった。こうして都市労働者は一粒の穀物を求めて農村へ出向かざるをえないのである。

それでも都市住民は恵まれていた。モスクワ県では一八年一―六月間で工場地区は一人当り約五フントの肉を受取ったが、農村地区では〇・九フントでしかなかった。必要とされる蛋白質と脂肪基準のうちモスクワ市住民は各一七、二八%を得たのに対し、県全体では各九・六、三・四%が配給されただけである。ヤロスラヴリでは一人当りパン配給が一月間の八・五フントから四月間には六・五フントに低下した。北部には一ヶ月半フントの郡さえあった。従って農村にとってもかつぎ屋は必要悪であった。トヴェリ県ヴィシネヴォロツク Бийероград 郡から「食糧は全く入って来ない。労働者はかつぎ屋行為、менюничество をして糊口をしのいでいる」と報告されている。一七年後半の農村調査では、村落の九四%がかつぎ屋の存在が確認され、その住民の四〇%がかつぎ屋であった。かつぎ屋とは以前の商人ではなく農民自身で

あり、農民はかつぎ屋との闘争は不可能だと感じており、彼らに共鳴させようとしていたのである。<sup>④</sup>

にも拘らず、ソヴェト政府はかつぎ屋との仮借なき闘争に乗出す。一八年二月一九日全ロシア食糧・運輸非常委員会 Всероссийская чрезвычайная комиссия по продовольствию и транспорту（議長トロッキー）は地方ソヴェト、鉄道委員会、全鉄道組織にかつぎ屋との断固たる闘争を義務付け、武力抵抗の場合には現場で射殺する権限まで与えた。一七年二月七日に設置された全ロシア対反革命非常委員会も投機との闘争に乗出し、一八年六月一八日付で「あらゆる投機人、掠奪人と精力的に闘争することを決意し、……射殺に至る最も断固たる措置をいとわない」旨の指令を出した。<sup>⑤</sup>七月二二日付布告で、営業として専売食糧品の投機に対して一〇年以上、食糧以外の専売品の公定価格を越えての売買には五年以上の自由剝奪、併せて強制労働と全財産没収が規定された。<sup>⑥</sup>次いで八月六日付で、かつぎ屋に対し一定基準を超える食糧の没収と、抵抗した場合かつぎ屋は逮捕され、武力抵抗の場合は現場で射殺されるとの罰則が再確認された。<sup>⑦</sup>そしてかつぎ屋の監視のため、交通の要所には闇食糧取締部隊 *запретительные реквизиционные отряды* が配置された。サマラ県ノヴォゼンスク Новоузенск 郡では五月一八日コムニストから成る同委員会が組織された。<sup>⑧</sup>トヴェリ県では郷の要所に民警と赤軍から成る同部隊が配置され、検束された者の全持物が没収された。没収の際、闇物資は度々部隊によって横領され委員会にはわずかが引渡されるだけであったが、かつぎ屋の責任を問われるのを恐れてその職権濫用を告発する者は誰もいなかったと言う。<sup>⑨</sup>これに対してかつぎ屋は鉄道沿線で活動していた取締部隊を避け、モスクワ向けの穀物はリヤザン、トゥーラ、カールガ県を經由して荷馬車で搬入された。<sup>⑩</sup>高い穀物価格のため大量の穀物が隣接ヴァトカ県から搬入されていたカザン県ソヴェトは公然とかつぎ屋を保護し、県境でヴァトカ県取締部隊に対抗した。<sup>⑪</sup>そして何よりかつぎ屋自身が大きな抵抗を見せた。かつぎ屋が跋扈していたタムボフ県では各地で鉄道食糧輸送を掠奪する武装団が現われ、食糧全権委員に抛れば県の食糧業務は破滅の様相を呈していた。取締部隊を攻撃し、武装解除し、殺害した武装団もあった。<sup>⑫</sup>こうしてかつぎ屋は一人一五プードも運搬していた。七月には新たに二つの部隊が投入され取締活動は強化され

た。しかしかつぎ屋は守備隊を組織し、かつぎ屋を満載した列車に武装守備隊を随伴させて対抗した。<sup>⑬</sup>こうして労働者も農民も生きるために正に生死を賭けた闘争を展開していたのである。ある労働者集会での「何故に穀物を農村から自分の都市へ、飢えた子供のために運んでいる労働者から穀物を取り上げるのか？」との声は切実な響きで迫って来る。

一方都市労働者は組織的な独自の調達をも広く展開させていた。食糧人民委員代理 *Д. Бригун* の表現に抛れば、「バラバラの現象としてのかつぎ屋行為が今ではいくらか組織的形態を採り、集团的かつぎ屋行為となり……小さな都市細胞の志向する現象となった」<sup>⑭</sup>都市労働者組織による独立調達がこれである。各地でソヴェトまたは工場単位で穀物独立調達の要求が出された。五月の第二回西部州大会では「独立買付と商品交換の権利を中央ソヴェト権力から州食糧組織が得ること」が決議された。<sup>⑮</sup>四月のトヴェリ県スタリツァ *Старича* 郡農民大会は、人民委員会議の政策を完全に承認したが、食糧問題では独立買付権を要求する決議を採択した。<sup>⑯</sup>これに呼応していくつかの地方食糧組織は独自に穀物調達の認可を与えた。三月にはサラトフで、差迫った飢饉と集荷所への穀物納入が少ないため、ソヴェト執行委員会はサラトフへの穀物自由送付を宣言した。<sup>⑰</sup>四月モスクワ州委員会は州食糧組織より穀物独立調達の認可を得ていた。<sup>⑱</sup>五月ヴァトカ県食糧組織は自由買付を認可し、労働者代表ソヴェトは独自に郡公定価格を定め、モスクワ州食糧委員会と合同で独立した調達活動を展開していた。<sup>⑲</sup>カザン県では調達した穀物の半分を定められた価格で県食糧部に引渡す条件で、独立買付の認可を得た労働者協同組合が穀物調達に参加していた。<sup>⑳</sup>

中央政府は穀物専売を脅やかすものとして穀物独立調達に反対した。五月九日の中央執行委員会報告で、ツェルーパーは独立買付の認可はかつぎ屋と並ぶ大きな悪であると述べた。<sup>㉑</sup>五月二〇日ツェルーパーの名で、独立調達の認可を求める請願証書の交付を禁ずる旨の通達が出された。<sup>㉒</sup>五月二八日の人民委員会議で食糧問題が審議され、二九日に採択された「飢饉との闘争についての訴え」では「所謂独立調達は更に食糧崩壊を昇進させる恐るべき悪である」との基本方針が確認された。<sup>㉓</sup>二八日の同会議で独立調達問題に関しては個別に草案作成が指示され、翌日の審議に食糧人民委員部代表と共に労

働者代表を招聘することが<sup>19)</sup>ラリンに委託された。二九日の会議には金属工場、鉄道・水運労働者の食糧組織代表が独立調達の認可を訴えた。<sup>20)</sup>同会議でレーニンが執筆した草案がいくつかの修正を受け、六月一日の会議で採択され、ツェルーパーの勧告を入れ六月四日人民委員会議の名で公表された。この中では「個々の独立調達はあらゆる食糧業務の破滅、革命の破滅、崩壊、没落である」とされ、労働者と勤労農民の全組織は食糧人民委員部の指令に従属すべきことが指示された。<sup>21)</sup>続いて六月二日食糧人民委員部は全食糧組織とソヴェトに直ちに「独立調達のいかなる認可証の交付を停止し、既に交付されている認可証を無効にすべし」との指令を出した。<sup>22)</sup>三日の人民委員会議でモスクワ食糧コミサール・リュコフと労働者代表・ラリンは食糧独裁政策の変更を再度提案したが、激しい批難を浴び否決された。五日の同会議は六月二日付食糧人民委員部指令を承認した。<sup>23)</sup>こうして労働者側の反対にも拘らず穀物独立調達は中央政府によって完全に禁止され、穀物専売制は保持された。この禁止令は食糧人民委員部の中央集権化を定めた五月一三日付布告を補足するものであり、ここに所謂食糧独裁体制が完成する。

- ① 《Известия НКПД, № 8, 1918, стр. 33.
- ② Переписка, т. II, стр. 391.
- ③ 《Известия ВЦИК, 2 апреля 1918г.
- ④ В. Лосев, 《Известия ВЦИК, 22 мая 1918г.
- ⑤ М. И. Дагбадов, Указ. соч., стр. 95.
- ⑥ ВЦИК, стр. 246.
- ⑦ 《Известия НКПД, № 1, 1918, стр. 23, 24.
- ⑧ 《Известия ВЦИК, 7 июля 1918г.
- ⑨ В. Лосев, Указ. статья.
- ⑩ 《Правда, 17 мая 1918г.
- ⑪ 《Беднота, 31 марта 1918г. 700時期ヤモスクワ労働者の八五%が自由市場で穀物を購入した(Н. Д. Кондратьев, Указ. соч., стр. 197)。
- ⑫ 《Правда, 3 марта 1918г.
- ⑬ А. Чернобаев, Комбед, М., 1978, стр. 10.
- ⑭ 《Известия ВЦИК, 30 мая 1918г.
- ⑮ Переписка, т. III, стр. 369-370.
- ⑯ Р. А. 《Известия ВЦИК, 1 июня 1918г.
- ⑰ 《Известия НКПД, № 10-11, 1918, стр. 9.
- ⑱ 《Известия ВЦИК, 3 ноября 1917г.
- ⑲ 1917年11月14日モスクワ労働者代表の報告(А. М. Большаков, Деревня 1917-1927, М., 1927, стр. 450, 451)。
- ⑳ 一九一八年三月の北極の労働者調達は更だこの割合は低くした。一九

- 九一一年は兵士は五、肉と魚は六、油は二〇%の消費量に抑えられた。馬鈴薯は三三%となった。ヤモスクワ労働者はローニンと米と油費で、國統券もらひ三十%を徴収しようとした。これに「Народное хозяйство」№ 6, 1919, стр. 81)。
- ① Декреты советской власти, т. I, стр. 245.
- ② Авр. Б. 《Известия НКПД, № 8, 1918, стр. 9.
- ③ 《Правда, 30 апреля 1918г.
- ④ 《Известия НКПД, № 16-17, 1918, стр. 55.
- ⑤ С. Гальперин, 《Известия НКПД, № 12-13, 1918, стр. 15.
- ⑥ 《Известия НКПД, № 2-3, 1918, стр. 6.
- ⑦ 《Известия ВЦИК, 10 мая 1918г.
- ⑧ Переписка, т. IV, стр. 95.
- ⑨ Л. Крицман, Указ. соч., стр. 139.
- ⑩ А. М. Большаков, Указ. соч., стр. 120.
- ⑪ Н. М. 《Известия НКПД, № 6-7, 1918, стр. 38.
- ⑫ Систем. сборник, к. I, стр. 130-131. Л. Крицман, Указ. соч., стр. 140.
- ⑬ 《Известия НКПД, № 8, 1919, стр. 18.
- ⑭ Декреты советской власти, III, стр. 78-80.
- ⑮ Там же., стр. 178-180.
- ⑯ Переписка, т. IV, стр. 106.
- ⑰ А. М. Большаков, Указ. соч., стр. 120.
- ⑱ В. М. Устинов, Указ. соч., стр. 39.
- ⑲ 《Известия НКПД, № 10-11, 1918, стр. 25.
- ⑳ Там же., стр. 39.
- ㉑ 《Известия НКПД, № 18-19, 1918, стр. 74.
- ㉒ Борис Волин, 《Правда, 28 апреля 1918г.

- ⑲ ВЦИК, стр. 79.
- ⑳ 《Известия НКПД, № 2-3, 1918, стр. 19.
- ㉑ 《Вестник НКВД, № 14, 27 мая 1918, стр. 15.
- ㉒ 《Правда, 14 марта 1918г.
- ㉓ 《Правда, 10 апреля 1918г.
- ㉔ 《Известия НКПД, № 6-7, 1918, стр. 19, 22. № 10-11, 1918, стр. 25.
- ㉕ Д. Малоглин, Указ. статья, стр. 13. 及び穀物の大輸送団はたして食糧確保命令をめぐり輸送命令を止めた(《Известия НКПД, № 6-7, 1918, стр. 18)。
- ㉖ ВЦИК, стр. 247.
- ㉗ 《Известия НКПД, № 4-5, 1918, стр. 24.
- ㉘ Ленинский сборник, XVIII, стр. 92. 《Известия ВЦИК, 31 мая 1918г.
- ㉙ Ленинский сборник, XVIII, стр. 95. 《Известия ВЦИК, 5 июня 1918г.
- ㉚ 1917年 個人の食糧組織は食糧人民委員部と力を合はせようとする。ローニンとレーニンの草案が採択された(В. И. Ленин, ПСС, т. 36, стр. 387)。
- ㉛ Ленинский сборник, XVIII, стр. 106. 《Известия ВЦИК, 4 июня 1918г.
- ㉜ 《Известия НКПД, № 6-7, 1918, стр. 10-11.
- ㉝ Декреты советской власти, т. II, стр. 382. В. М. Устинов, Указ. соч., стр. 40.
- ㉞ ここから禁止措置に対する不満は極端へ、モスクワ州食糧委員会の活動家は七月二六日になつて、住民への供給計画が二一四%を上乗せすべきなかつた要因の一つとして「中央政府が同委員会に地方

## 五 食糧政策の是正とその問題点

穀物調達を遂行するためには、穀物の円滑な輸送が必要であった。しかし、生産県は穀物搬出を禁止し、県外への流出を防ごうとした。例えば、一七年一月に非ポリシエヴィキ系のドン州食糧参事会は、ドン、クバン、テレク州から穀物の搬出を禁止する契約を結んだ。<sup>①</sup>更に鉄道も危機的状況にあった。ロシア鉄道網は一三年で六・七万ヴェルスタであったが、一七年一〇月には六万、一八年五月で五・五万ヴェルスタに縮小していた。<sup>②</sup>革命前は主要民営六大幹線の一つであったモスクワ・キエフ・ヴォロネシ線は一三五〇ヴェルスタにまで寸断され、<sup>③</sup>貨物輸送は一八年六月には一月の三%にまで激減した。<sup>④</sup>鉄道車輛も甚大な損害を蒙っていた。交通人民委員部の管轄下には約六五万輛の貨車と二万輛の機関車があったが、要修理機関車の割合は一八年には三六%にも達し、一六年の三倍にもなっていた。<sup>⑤</sup>特にモスクワ、ペトログラードを含む北部管区の鉄道では故障機関車の割合は一八年五月の四一から九月には四三%へと増加した。<sup>⑥</sup>修理も部品の窃盗が頻発したりして、遅々として進捗せず、機関車の修理には平均八〇—一〇〇日を要するが、<sup>⑦</sup>修理後も三—四週間稼働するだけといった有様であった。<sup>⑧</sup>更に燃料危機と食糧危機もあった。六〇〇ヴェルスタのモスクワ・ヴィンダフ・Виндаフ線は薪燃料で運行されていた。<sup>⑨</sup>石油とドネツ石炭の出荷停止のため、南東鉄道は運行不能の状態にあり、そのため南部、南東地区の鉄道には穀物貨物が放置されたままであった。<sup>⑩</sup>赤軍に次ぐ優先順位であった鉄道従業員の食糧配給も劣悪であった。アレクサンドロフスク鉄道は五月前半には一人当り六フントの麦粉を受取ったが、後半には四分の一フントにまで減少した。<sup>⑪</sup>六月一八日モスクワで開かれた第四回全ロシア鉄道食糧大会では、地方から飢餓状態にあるとの報告があり、<sup>⑫</sup>「鉄道従業員はかつぎ屋の手段による穀物配送を余儀なくされている。何千もの従業員と労働者が自然発生的に生産県で活動している。鉄道は解体され、致命的危機が迫っている」との決議が採択された。<sup>⑬</sup>六月二五日モスクワ・ルイビンスク線で飢

餓のため鉄道従業員の暴動が起こり、乗務員は作業を停止することを宣言した。<sup>⑭</sup>こうして鉄道の運行は滞り、駅と埠頭には極めて多くの穀物貯蔵が残されていた。<sup>⑮</sup>更に地方での崩壊がこの混乱に拍車をかけた。地方ソヴェトは中央の指令に係わりなく、独自の政策を掲げ、それを遂行し、至る所で貨物が滞貨していた。ツェルーパーの表現に拠れば、完全に恐るべき混沌が支配していた。<sup>⑯</sup>ウファ県では地方権力により集荷所からの穀物の搬出が妨げられ、穀物の五〇%が滞っていた。<sup>⑰</sup>クバン州管区では、住民は穀物を納入していたが州食糧委員会が搬出を妨害しているため、列車は停滞していた。<sup>⑱</sup>また搬出された食糧貨物も全線で勝手な没収を蒙っていた。<sup>⑲</sup>官報でも、貨物列車が「様々な組織の系統的採奪 *систематический захват*」を蒙り、指定された駅まで到着していないことが指摘された。<sup>⑳</sup>こうした鉄道輸送の混乱の下で、穀物輸送は進捗せず、四月中にモスクワは予定された積載貨物の一五・五%を受取っただけで、六月には一二・七%に低下した。ペトログラートでは各々八・九と六・三%と更に劣悪であった。<sup>㉑</sup>

こうして穀物調達計画を完遂できず、従って国家供給を十分に遂行できないソヴェト政府は以下の二つの食糧獲得手段を合法化した。個人に一定基準での食糧輸送を認可すると共に、地方ソヴェトと労働者組織には指定された重要食糧以外の独立調達権を与えたのである。

八月四日付閩食糧取締部隊条例と六日付全勤労者への訴えに拠り、一人当り二〇フント以下の食糧（焼パン、油、肉は各一〇、二、五フント以下）の携行が認可された。同時に取締部隊には国立銀行専用貨車と郵便車を除く全貨車と、乗客の全貨物、手荷物を検査する権限が与えられた。一〇月一日には交通人民委員部により乗客が許される携帯手荷物が総重量二ブード以下と定められた。<sup>㉒</sup>特に一八年一〇月一日まではモスクワとペトログラートには専ら個人消費のため一・五ブードの穀物自由搬入が認められた。<sup>㉓</sup>これに伴ない八月二四日付モスクワ・ソヴェト幹部会指令で、駅でのあらゆる閩食糧取締部隊が解除された。<sup>㉔</sup>一定条件でかつぎ屋が合法化されたのである。

指定外生産物の独立調達問題に関しては、ライ麦不足と高騰のため食糧として重要なものとなった馬鈴薯を例に採ろう。

ソヴェト政府は臨時政府と同様に馬鈴薯の公定価格を定めなかった。こうして比較的豊富で安価な馬鈴薯への需要が高まった。それでも主食となった馬鈴薯さえも全住民の四分の一は春までに消尽してしまったコストロマ等の隣接諸県の大きな需要のため価格は高騰し、購入価格の三倍で投機的販売が行なわれ、馬鈴薯は市場から消えてしまった。②③ こうして価格は上昇し、投機の対象にもなった。五月はじめには六・五ルーブリで購入された馬鈴薯一ブードが二〇ルーブリで販売されていた。④ 五月末にはモスクワの市場価格は六〇ルーブリにもなった。こうした価格高騰に対し、独自に現地公定価格を導入した地方権力もあったが、独立調達はこうした公定価格を侵犯した。クルスクからは、公定価格は一ブード四・五ルーブリに定められ、この価格で消費代表に独立調達を認可したが、価格は二〇ルーブリにまで上昇し、馬鈴薯調達の完全な崩壊を引起こしたと報告された。ヴォロネシにいた食糧全権員 E・ゴリマン Гориман は、「ここでは馬鈴薯一ブードが一〇—一八ルーブリで購入されている……。もし公定価格にせよ、自由買付を認めれば農民は馬鈴薯を投機し、穀物を納入しないであろう」として自由買付禁止を具申した。また実際に独立調達を禁止した地方もあった。⑤ カザンの地方ソヴェトは馬鈴薯の調達に妨害を加えた。⑥ モスクワ州と市食糧委員会はヴォロネシ県での独立調達を禁止した。⑦ これら地方権力による禁止措置に対し、中央政府は馬鈴薯のような専売外食糧に関しては自由買付を主張した。五月七日食糧人民委員部は、タムボフ、トゥーラ、ヴォロネシ県食糧委員会に種薯調達で地方食糧組織とソヴェトの妨害を排除し、馬鈴薯の調達と搬出の制限を廃止せよと指令した。⑧ 続いて五月二十九日付で、五月十七日付指令にも拘らず、地方の食糧全権とソヴェトが依然馬鈴薯調達を妨害し続けており、これは「反国家的政策」であるとし、馬鈴薯の独立買付を認可するよう再度指令した。⑨ 食糧人民委員部は六月二日に穀物独立調達を禁止すると同時に、全ソヴェトと県食糧委員会に対し、専売外生産物に「地方権力組織が定めたあらゆる制限を廃止すること、この命令の違反者は処罰される」との指令を出した。⑩ 馬鈴薯の独立調達の認可と共に、五月二十七日付布告で定められていた馬鈴薯の公定価格導入は一〇月一日まで延

期される旨の電報が八月二十八日に公示され、この時期を利用して自由価格でできるだけ多くの馬鈴薯を買付けるよう指示された。⑪ ようやく一〇月一〇日付で、埠頭渡し公定価格が県毎に定められた。⑫ 一ブード価格は最高がペトログラトとモスクワで七ルーブリ、最低が北カフカースの四・五ルーブリであった。⑬ 一八年の馬鈴薯調達を総括して食糧人民委員部参与会員 A・ユリエフ Юриев は第二回全ロシア食糧会議で、公定価格の導入後調達は縮小したと報告した。そのため一九年一月一五日にはこれら価格を更に引上げる指令が出された（最高がペトログラトとモスクワの二三・五、最低がウファー、ウラルの六ルーブリ）。⑭

搾油用種子は主にクスターリ搾油業が工場制搾油業を損なうという理由で事実上専売化され、⑮ 一九年一月一七日の中央執行委員会合同会議で示されたように、穀物、砂糖、茶、塩の主要食糧を国家専売とし、肉、魚、植物油、獣脂、馬鈴薯に公定価格が導入された。⑯ これを受け一月二日付布告は、馬鈴薯を除くこれら指定重要食糧の国家組織以外の調達を禁止すると共に、指定外食糧（馬鈴薯を含む）の市場への自由輸送と販売を認可した。⑰ こうして一九年はじめにはいくつかの重要食糧を除く食糧自由商業が認められた。ソヴェト政府は、長期的には「資本主義的商品交換から社会主義的生産物交換への漸進的移行の最も重要な手段」として全専売制の実施と住民の単一協同組合⇨消費者コムーナへの統合を目指しつつも、当面は食糧危機を緩和する目的で一定の食糧の自由商業を押し進めようとしたのであった。

穀物公定価格にも変更が加えられた。収穫期を目前にした一八年八月二日レーニンが執筆した食糧テーゼに基づき穀物調達強化に向けていくつかの具体的措置が採られ、⑱ この中で、穀物価格を引上げることが指示された。⑲ 八月五—六日にレーニンが執筆した覚書に基づき、最高国民経済会議との合意で八月八日にライ麦、小麦等の主要穀物の県別公定価格が食糧人民委員部によって公示された。⑳ 価格は覚書で指示されたようにほぼ三倍に引上げられた（例えばライ麦一ブードはカザン県で四・七から一四ルーブリに）。同価格は一二月一日まで適用され、その後一九年二月一日までの納入は二五%、四月一〇日まででは三五%、六月一五日までは四〇%、それ以後は五〇%の減額で支払うと定めて早期供出を促すための刺

(単位：カペイク)

	1914年 価格	旧価格	新公定 価格
更紗1 アルシン	12	166	492

戦を与えた。次いでそば、豆類の県別公定価格が定められ、ここでも納入期限に依りての減額が定められた。<sup>④</sup> このような一連の食糧公定価格の引上げと確定は、ある程度市場価格の高騰を反映させたものであったが、より根本的には八月二日付レーニン・テーゼでも触れていたように大衆消費財と農産物との価格の乖離によって損なわれた都市と農村との交換関係の修復を目指したものであった。<sup>④</sup> ここでようやく八月九日以後最高国民経済会議下のグロマン等を中心とする委員会で大衆消費財公定価格の予備的審議が開始され、その後協同組合と食糧人民委員部の代表も参加して基本方針が確認された。そのように作成された公定価格案は最終的に食糧人民委員と最高国民経済会議議長に承認され、八月二十九日付で綿・亜麻繊維、皮革の工場出荷公定価格が公示された。<sup>④</sup>

ここでミリューチンに抛り、ライ麦と更紗の公定価格を比較しよう(上表参照)。一四年ライ麦一ブード平均価格は八〇カペイクで、更紗一アルシンは一・二カペイク、従ってライ麦一ブードを更紗六・六アルシンと交換できたが、新公定価格では更紗六・一アルシンとしか交換できなかった。<sup>④</sup> ライ麦のキャリコに対する交換率も戦前に比べて八一%にまで低下した。ここでも大衆消費財公定価格は農民に不利に設定された。こうして一八年秋以後一連の大衆消費財に公定価格が導入され、私的商業への締めつけが強化されたにも拘らず物価は鎮静しなかった。一八年九月一二月のモスクワでの大衆消費財の物価動向について見れば、この間公定価格は平均七三、自由価格は二四四%の上昇率であった。従って大衆消費財の公定価格と自由価格の乖離は大きいものとなり、一二月にはマッチの自由価格は公定価格の一〇倍になっていた。<sup>④</sup>

これらの措置にも拘らず穀物調達は進捗しなかった。長い秋の泥濘期が始まり、まず農民は当然にも腐りかけの馬鈴薯を国家に引渡そうとし、地方でのクラーク反乱が穀物の刈取りを遅らせ、余剰穀物の調達は十分な成果を挙げなかった。<sup>④</sup> 九一十一月間で五三〇〇万ブードが調達されただけで、これは余剰穀物と算定されたうちの二〇%余でしかなかった。一

一月一六日付で八月八日付指令に準じて二月一日以後公定価格からの二五%減額支払いを命ずる電報が全権委員に発せられたが、<sup>④</sup> それからまもなく、一月二七日には人民委員会議は、調達が進んでいないため、八月八日付指令を変更し、一九九年二月一日まで穀物公定価格の減額がないことを指令した。<sup>④</sup> それでも穀物調達は遅れた。低い公定価格を維持する以上、自発的供出に基づく穀物調達是不可能であった。一〇月には毎日八〇一〇万ブードの穀物が発送されていたが、一二月末には四五万ブード以下に減少した。穀物が馬鈴薯にとって替えられた地方もあった。調達手段の変更が必要であった。一八年末の第二回全ロシア食糧会議で、中央の圧力の方法だけが穀物を汲出すのに成功したと、A・Γ・シュリフチュルはシベリアとヴァトカ県の例を挙げて報告した。<sup>④</sup> 同会議最終総会でも地方活動家はヴァトカ県での割当徴発制導入の試みが積極的成果を挙げたことを報告した。同会議で割当徴発に関する布告草案が討論なしで採択された。<sup>④</sup> 同草案に基づく一月一日付人民委員会議布告<sup>④</sup>で、生産県での割当徴発が実施され、所謂戦時共産主義体制に突入するのである。

① Переписка, т. II, стр. 51, 255.

② История социалистической экономики СССР, т. I, М., 1976, стр. 170.

③ ВЛИК, стр. 359.

④ Известия НКПД, № 9, 1918, стр. 35.

⑤ Народное хозяйство, № 6, 1919, стр. 94.

⑥ Известия НКПД, № 9, 1918, стр. 35.

⑦ Народное хозяйство, № 1-2, 1919, стр. 62.

⑧ И. Д. Михайлов, Народное хозяйство, № 5, 1919, стр. 21.

⑨ Известия НКПД, № 9, 1918, стр. 35. ВЛИК, стр. 245.

⑩ Известия НКПД, № 9, 1918, стр. 35.

⑪ Известия НКПД, № 10-11, 1918, стр. 44.

⑫ И. Д. Михайлов, Указ, статья, стр. 19.

⑬ Известия НКПД, № 10-11, 1918, стр. 44. 同鉄道の輸送は一八年

五月には一月に比べて五八%にまで低下した(Народное хозяйство, № 6, 1919, стр. 94.)。

⑭ Известия НКПД, № 9, 1918, стр. 36.

⑮ Известия НКПД, № 10-11, 1918, стр. 13. 列車を閉じ込められ

る乗客は更に悪い状態であった。五月ヘルミ鉄道委員会は、乗客の飢餓は極めてひどく、そのため自殺する場合があり、またチونسや天然痘が猖獗していると報告した(Известия НКПД, № 8, 1919, стр. 31.)。

⑯ Известия НКПД, № 10-11, 1918, стр. 44-45.

⑰ ВЛИК, стр. 245. Известия НКПД, № 2-3, 1918, стр. 13.

⑱ V' с'еза советов, стр. 141.

⑲ В. Лесев, Известия ВЛИК, 22 мая 1918г.

⑳ V' с'еза советов, стр. 141.

㉑ Известия ВЛИК, 10 мая 1918г.

- ②⑧ 「Народное хозяйство」 № 10, приложение, 1918, стр. 5.
- ②⑨ Декреты советской власти, т. III, стр. 170-172, 179. 糧食及び雑穀の専売品權田を耕作するに關係する手荷物検査を行なむるに關する(Систем. сборник, к. I, стр. 122-123.)
- ③① Декреты советской власти, т. III, стр. 288-289.
- ③② Там же, стр. 292-295.
- ③③ «Известия НКП», № 18-19, 1918, стр. 27. 七月の糧食及雑穀の十七九月は鐵道に附加するを起すべしとすに關するの機關車及貨車増大の事(「Народное хозяйство」, № 1-2, 1919, стр. 62.)
- ③④ «Известия НКП», № 2-3, 1918, стр. 6-7.
- ③⑤ «Известия ВЦИК», 15 мая 1918г.
- ③⑥ «Известия ВЦИК», 30 мая 1918г. 國家の十七年食糧省の定むる上乗用糧食の價格は「トール・ロヤント」(ВВЦК, 6 октября 1917г.)
- ③⑦ «Известия НКП», № 12-13, 1918, стр. 23, 24.
- ③⑧ «Известия НКП», № 4-5, 1918, стр. 21.
- ③⑨ «Известия НКП», № 10-11, 1918, стр. 26.
- ③⑩ Систем. сборник, к. I, стр. 284, 285.
- ③⑪ «Известия НКП», № 8, 1918, стр. 23. 田の早種をせざる收穫不足を避くるため一時的に八月一日から九月の間の新種の搬入と販賣を禁止せむ(「Известия ВЦИК», 13 июля 1918г.)
- ③⑫ «Известия ВЦИК», 28 августа 1918г.
- ③⑬ «Известия ВЦИК», 10 октября 1918г.
- ③⑭ «Известия НКП», № 1-2, 1919, стр. 20, 34.
- ③⑮ Систем. сборник, к. I, стр. 272-273. «Известия НКП», № 4-5, 1918, стр. 27.
- ③⑯ Систем. сборник, к. I, стр. 279-280.

③⑰ Декреты советской власти, т. IV, стр. 292-294. 七月の糧食の公定價格に關するに關するの糧食及雑穀の專賣品權田から收用するに關するの決定は強制的に必要とせられるのである。

(京都大学研修員 京都市西京区大原野東竹の里町 四一―市営住宅五十一四〇田)

- ③⑱ В. И. Ленин, ПСС., т. 37, стр. 421-427.
- ④① Декреты советской власти, т. IV, стр. 302-304.
- ④② В. И. Ленин, ПСС., т. 36, стр. 430.
- ④③ 「トール・ロヤント」八月四―八日間に「義務的商品交換」「労働者組織の糧食調達への導入」「刈取り調整」その他の報告が出された。
- ④④ Ленинский сборник, XVIII, стр. 122.
- ④⑤ Там же, стр. 127-128. «Известия ВЦИК», 8 августа 1918г.
- ④⑥ «Известия НКП», № 18-19, 1918, стр. 22-23.
- ④⑦ В. П. Милютин. «Народное хозяйство», № 8-9, 1918, стр. 2. Ленинский сборник, XVIII, стр. 122.
- ④⑧ 雜糧及雑穀(「Народное хозяйство」, № 8-9, 1918, стр. 2, 34-36. 條例は Там же, приложение, стр. 2. 雜糧及び雑穀の田の價格は「トール・ロヤント」の價格と同様に確定せられた。
- ④⑨ В. П. Милютин. Указ. статья, стр. 3-4. 田のトール・ロヤントの價格は「トール・ロヤント」の價格と同様に確定せられた。
- ④⑩ «Народное хозяйство», № 8-9, 1918, стр. 36.
- ④⑪ 田の價格は「トール・ロヤント」(Кришман Указ. соч., стр. 132-133. Систем. сборник, к. I, стр. 202. 條例。
- ④⑫ 公定價格決定食糧の自由價格の上昇率九八%を上回るものではない(「Известия НКП», № 3-6, 1916, стр. 25-26.)
- ④⑬ Декреты советской власти, т. IV, стр. 83.
- ④⑭ «Экономическая жизнь», 1 января 1919г.
- ④⑮ Систем. сборник, к. I, стр. 231.
- ④⑯ Декреты советской власти, т. IV, стр. 83-84.
- ④⑰ «Экономическая жизнь», 1 января 1919г.
- ④⑱ «Экономическая жизнь», 11 января 1919г.